

広 情 審 8 号

平成19年7月12日

広島市長 秋 葉 忠 利 様

広島市情報公開審査会

会 長 佐 伯 祐 二

広島市情報公開条例の請求権者の規定について（答申）

平成19年6月8日付け広企総第443号で諮問があった標記のことについては、別添のとおり答申します。

請求権者の規定について

請求権者については、現行の規定から、「何人も」請求することができる規定に改正することが適当である。

(説明)

行政活動の広域化等に伴い、中枢都市としての広島市の活動によって影響を受ける人々、本市の活動に関心を有する人々は、広義の市民に限定されない状況にある。また、都道府県及び政令指定都市の多くが請求権者について「何人も」と規定し、広島市民を請求権者の範囲に含めていることとの整合を図る観点からも、「何人も」請求できるようにすることが適当である。